

## 答 申

### 第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県知事（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

#### 1 行政文書の公開請求

(1) 審査請求人は、令和3年9月15日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求1」という。）を行った。

条例に関して、香川県土木部にて作成し運用されている「解釈と運用の手引き」、「解釈と運用基準」、「解釈と運用ガイドライン」、「解釈と運用方針」、「解釈と運用指針」等を一式。ただし、「香川県情報公開条例施行規則」と「香川県情報公開条例の趣旨及び解釈」は除く。

(2) 審査請求人は、令和3年10月4日付けで、条例第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求2」という。）を行った。

条例に関して、香川県土木部にて作成し運用されている「土木部の方針」、「土木部の内規」、「土木部の内部運用」と呼ばれている行政文書を各一式。ただし、「香川県情報公開条例施行規則」と「香川県情報公開条例の趣旨及び解釈」、「情報公開事務の手引き（令和元年7月）」は除く。

#### 2 本件処分に至るまでの経緯

(1) 実施機関は、本件請求1に対しては令和3年9月29日付けで、本件請求2に対しては同年10月18日付けで、公開請求のあった行政文書が不存在として非公開決定を行い、審査請求人に通知した。

(2) 審査請求人は、これらの処分を不服として、令和3年10月20日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、併合して審査請求を行った。

(3) 実施機関は、公開請求のあった行政文書として、「行政文書公開請求に対する考え方（案）」の1ページ目を特定し、令和3年12月7日付けで審査請求の全部を認容する裁決を行い、審査請求人に通知し、また、同月8日付けで公開決定を行い、審査請求人に通知した。

(4) 実施機関は、(3)の公開決定の対象とした行政文書に続きの部分が存在していることが分かり、当該文書の一部のみを特定した当該公開決定は誤りであるとして、令和3年12月28日付けで取り消し、審査請求人に通知した。

### 3 本件処分

実施機関は、本件請求1及び本件請求2に対し、公開請求のあった行政文書として、「行政文書公開請求に対する考え方(案)」の全てのページ(以下「本件行政文書」という。)を特定し、また、法人名が条例第7条第2号本文に該当するとして、令和3年12月28日付けで本件処分を行い、審査請求人に通知した。

### 4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年1月13日付けで、行政不服審査法第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

## 第3 審査請求の内容

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 令和4年1月12日に送付されてきた本件処分で交付された行政文書の写しを確認したところ、本体が5ページと別添が2ページで構成されていた。第2の2(3)の処分では、特定した行政文書は1ページであると通知されており、裁決の際には偽証した行政文書が使用されたものと推測される。
- (2) 実施機関は、極めてずさんな裁決や処分を行っている。条例第1条の目的には、「県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め」とあるが、これらの裁決や処分は、説明する責務が全うされておらず、県政に対する県民の理解と信頼を損なっている。
- (3) 本件処分は、第2の2(1)の各処分及び第2の2(3)の裁決に関わった職員以外をして適正に開示請求の措置、開示の実施が行われたのか否か、特定した行政文書以外に実施機関が秘匿している行政文書が存在しないことをどのように確認したのか全く説明もなされていない。
- (4) 香川県においては、過去には職員が虚偽公文書を作成し入札等の事務に供した事案もあったことと、これまでの経緯を踏まえると、第2の2(3)の裁決並びに第2の2(1)の各処分、第2の2(3)の処分及び本件処分とにおいても同様に虚偽行政文書を作成した疑いが晴れない。
- (5) 本件処分は、実施機関が作成又は取得した行政文書を保有しながらも、不存在であると偽った処分であるから、条例第7条行政文書の公開義務の規定に違反しており、違法である。

- (6) 本件処分により、審査請求人は、条例第5条公開請求権を侵害されている。
- (7) 第2の2(3)の裁決においては、条例第18条の審査会への諮問は、同条第1項第2号の「審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとした場合」に該当するとして審査会に諮問していない。一方、本件処分は、条例第8条の行政文書の一部公開の処分である。このように、これまでの行政上の手続は条例第18条の審査会への諮問の規定に違反しており、違法である。
- (8) 本件処分により、審査請求人は、行政不服審査法第2条の処分についての審査請求することができる権利を侵害されている。

### 3 反論書による主張

反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 弁明書には、2(1)から(3)まで及び(7)の内容について、「認める」、「否認」、「不知」又は「争う」と、いずれの記載が無く、弁明も示されていないので反論ができない。
- (2) この事により、審査請求人にとって、弁明書の記載内容について十分に了知できないため、反論を行うに当たって、具体的、効果的な主張をすることが困難にさせているもので、理由(弁明)の提示の要件を欠くと言わざるを得ず、条例第11条第2項の公開請求に対する決定等の趣旨及び香川県行政手続条例(平成7年香川県条例第5号)第8条第1項の理由の提示に照らし、違法である。
- (3) 審査請求人は、審査請求書に処分が違法又は不当であることを理由付ける具体的な内容が記載されている場合には、弁明書に処分が違法又は不当のいずれでもないことの根拠となる事実も、「処分内容及び理由」に含まれるものとして、記載されなければならないと考える。

## 第4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、おおむね次のとおりである。

### 1 処分の考え方

法人に関する情報が記録されている場合には、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は非公開とすることとなっている。

本件において非公開とした法人名を公開した場合、当該法人が営業活動として行った行為が特定されることにより、正当な利益等を害するおそれがないと判断することができないことから一部公開としたものである。

### 2 条例第7条の行政文書の公開義務について

審査請求人は、本件処分は条例第7条の行政文書の公開義務規定に違反してい

ると主張している。しかしながら、実施機関は条例第7条第2号外関係規定に基づき、情報公開請求に対して処分しており、審査請求人が主張する条例第7条の行政文書の公開義務規定の違反は、該当しない。

### 3 条例第5条の公開請求権について

審査請求人は、本件処分は条例第5条の公開請求権を侵害していると主張している。しかしながら、2のとおり処分しており、審査請求人が主張する条例第5条の公開請求権の侵害は、該当しない。

## 第5 審査会の判断

### 1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

### 2 本件行政文書について

本件行政文書は、土木部内で保有している行政文書についての公開請求に対する考え方であり、金入り設計書等の文書について、公開・非公開の対応区分等が記載されている。また、具体的な対応事例の中に、情報公開請求を行った法人の名称が記載されている。

### 3 非公開情報該当性について

条例第7条第2号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の正当な利益を害することを防止する観点から、その事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、公にすることにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を非公開とすることとした上で、それらに該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、公開することを定めたものであると解される。

この基本的な考え方に基づき、本件行政文書の本号該当性について、以下検討する。

本件処分で非公開とした法人名を公開することにより、当該法人が情報公開請求を行ったことが明らかになるが、このことは、通常は公にされず法人の内部で管理される情報であると考えられる。

したがって、本件非公開部分は、法人の内部管理に属する情報であって、公開

することにより法人の事業活動が損なわれると認められることから、条例第7条第2号本文に規定する非公開情報に該当する。また、これが同号ただし書に該当する事由は認められない。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 6 付言

実施機関は、当初、公開請求のあった行政文書が不存在であるとして非公開決定を行ったが、これに対して審査請求があったため、確認したところ、本件行政文書の1ページ目が組織で共用されていると認識したことから、当該ページを公開請求のあった行政文書と特定して、審査請求の全部を認容する裁決を行い、また、公開決定においても同様の特定を行った。

しかし、公開決定の通知後に、特定したものが行政文書の一部のみであることが判明したため、実施機関は、行政文書の特定に誤りがあるとして、当該公開決定を取り消し、改めて公開決定を行おうとした。

ところが、本件行政文書には非公開とすべき情報が含まれており、当該情報を公開することはできないと判断したため、実施機関は、やむを得ず当該情報を非公開とする本件処分を行うに至った。その結果、審査請求の全部を認容した裁決と、一部公開決定である本件処分に齟齬が生じたものである。

上記の原因は、裁決の時点で、実施機関が行政文書の特定を誤ったことにある。実施機関には、情報公開に当たっては、行政文書を適切に特定することを求めるものである。

## 第6 審査会の審査経過

(略)